法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-12

近世日本における鳥類保護と江戸周辺農村

Nesaki, Mitsuo / 根崎, 光男

(出版者 / Publisher)
法政大学人間環境学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
人間環境論集 / 人間環境論集
(巻 / Volume)
4
(号 / Number)
1
(開始ページ / Start Page)
17
(終了ページ / End Page)
34
(発行年 / Year)
2004-02-28
(URL)
https://doi.org/10.15002/00002880

Hosei University Repository

近世日本における鳥類保護と江戸周辺農村

根崎光男

はじめに

洋の東西を問わず、学問ジャンルを問わず、近年とみに増えている研究の一つに環境に関する研究がある。ところが、そうした環境研究のなかで、近世の日本がエコロジカルな点で理想郷であるかのような言説に出会うことがある。古着や古鉄などの再使用・再利用によるリサイクル社会としての近世日本社会、糞尿を排出する江戸の町とそれを買い取り下肥として利用した江戸周辺農村との共生関係、防災・名所など都市環境が整備された江戸の町、里山や田園風景に囲まれ、質素で省資源な生活に満ちた近世の農村社会、また森林破壊が進展したとはいえ現在の地平からみれば緑豊かで動植物の楽園であったと想像される近世の日本列島、等々においてである。[1]

確かにその一部には手堅い研究成果もあり、人と環境とのかかわりが少しずつ明らかにされつつあるのだが、日本の近世社会において人の生活とそれを取り巻く環境とが理想的な相互関係を築いていたとする言説にはいささか抵抗感を感じざるを得ない。人はいつの時代でも生存を確保するために自然から資源を調達し、またその脅威にさらされながら、資源の利用・再利用を通じて大なり小なりの循環型社会を構築してきた。それが生きていくうえで合理的なことであり、そのこと自体、近世日本の社会に特有なものではない。にもかかわらず、一部の言説で近世の日本がエコロジカルな点で理想郷と捉えられているのは、きわめて少ない研究成果からの表層的な解釈やはるか遠くに過ぎ去った歴史への憧憬によって、近世日本の人と環境との関係をプラスイメージで捉えてしまっているからではあるまいか。

このため、近年、環境史研究を模索する立場から異論がでてきている。[2] 一七世紀の日本では城下町の建設や人口の増加・産業の発達・新田開発などによって森林破壊が進行したが、一八世紀から一九世紀中ごろまでほとんど人口は増加せず、開発の速度も鈍化し、林業も伐採林業から育成林業へと転換したように、開発の抑制と持続可能な資源利用とに切り替わっていったという見通しが与えられている。しかし、近世日本の環境史上におけるトータルな見通しとしては首肯しえたとしても、その具体的な研究ということになるとまったく蓄積を有していないのが現状である。そこで本稿では、他分野の環境史研究に触発されながら、近世の江戸周辺地域で展開した鳥類保護について考えてみたい。

さて、鳥類保護の問題を考える場合、人と鳥類の関係をめぐる価値観がきわめて重要である。なぜ鳥類を保護するのかという理由については、二つのレベルがあるように思われる。第一は鳥類が減少・絶滅すると人間生活にも支障がでるからというレベルでの鳥類保護である。これにもさまざまなものがあり、たとえば鳥類がペットとして重要だからとか、鳥が少なくなると豊かな食鳥習慣を維持できないからとか、鳥の囀りを聴いているだけで心がなごむからといったような人間中心主義の鳥類保護である。第二は鳥類保護それ自体に価値を見出すレベ

Hosei University Repository

ルであり、鳥類主体の思想である。人と鳥とは生物として対等な関係であり、鳥類保護は人間が自然破壊を通して鳥類に与えた横暴の結果としての償いであるというような鳥類保護団体の多くにみられる思考である。

そこで本稿では、近世の江戸周辺地域で鳥類保護が行われていたという事実に着目し、その実態を究明するなかで、それがいかなる価値観に基づき、どのような組織体制で行われ、そしてまたいかなる社会関係を映し出しているものなのかを考えていくことにしたい。以下は近世社会を対象に環境史研究の可能性を探るひとつの試みでもある。

一　生類憐みの令下の鳥類保護

近世日本社会における鳥類保護を考える場合、生類憐みの令を想起する人が多いことだろう。まずこの点からみてみることにしよう。五代将軍徳川綱吉の政権は、貞享年間（一六八四～八八）からいわゆる生類憐みの令を触れたといわれている。その発令当初、すでに幕府の放鷹制度が縮小されているとはいえ存在し、その両政策のもとで生類の保護が徹底していた。ところが、生類憐みの令と放鷹制度の維持との間には大きな矛盾が存在した。放鷹制度のもとでの鷹場内では鳥類保護が徹底し、その意味では生類憐みの令のもとでの鳥類保護と同一であったが、その保護の目的には大きな相違があった。放鷹制度下の鳥類保護策は将軍の鷹狩りのために行われているものであり、生類憐みの令下のそれは原則的には生類の保護のために実施されているものであった。要するに鷹狩りは殺生を前提とするものであり、生類憐みの令の理念に反するものであることは明らかであった。このため、綱吉自身は将軍就任後鷹狩りを一度たりとも挙行しなかった。しかし、幕府放鷹制度の維持のうえからは鷹狩りを前提とする鷹儀礼がいくつも存在しており、殺生を全面的に止めるのは容易ではなかった。生類憐みの令が徹底をきわめるなか、放鷹制度の廃止にながい時間を要したのはこの制度にかかわる諸儀礼が幕府体制の維持のうえで重要な位置を占めていたからであった。綱吉政権の初期、幕府の放鷹制度は鷹役人の削減やさまざまな鷹儀礼の廃止もしくは縮小、そして鷹部屋の削減へと突き進み、元禄期に入ると鷹坊で飼養されていた鷹の一部を放出し、同六年（一六九三）九月一〇日には幕府の鷹狩りを全面的に停止した。このため、同九年一〇月には鷹匠や鳥見といった鷹役人も他職に異動となり、事実上廃止となった。[3]

放鷹制度下の鷹場内村落では、将軍や鷹役人が行う鷹狩りでの獲物を確保するために鳥類保護のための規制が徹底し、それを厳守する誓約書である「御鷹場御法度手形」を鷹役人に毎年提出していた。ところが、綱吉政権下では鷹狩りが禁止され、鷹役人も廃止されるという政策が打ち出された。このもとで鷹場はどのように推移したかといえば、元禄七年九月、武蔵国埼玉郡八条領内の村落が幕府鳥見に提出しようとした「御法度手形」の雛形には、「御留場之内ニ惣而不審成者不罷有候様ニ常々相改可申候、并むさと張弓・鉄砲、又ハ鳥殺生之道具を持あるき申者御座候ハ、改留置可申上候」[4]とあり、「御留場」内村落では不審者や張弓・鉄砲・鳥殺生道具所持者の改めが強制されていた。従来、この手形は「御鷹場御法度手形」と称されるものであったが、この文面からは「御鷹場」の文字が消え、「御留場」の文字に置き換えられている。この段階では鷹場を管轄した鳥見という鷹役人がまだ存在していたが、鷹狩りが停止したことで、鷹狩りを実施する見込みのない場所を鷹場と呼ぶことの矛盾から「御留場」の用語が生み出されたのであった。「御留場」では「御鷹場」であった時と同様に鳥類の追いたてや殺生が禁じられ、鳥類の生息環境を脅かす事柄が一切禁止された。また同九年一〇月の触書には「御鳥見向後相止候得共、只今迄之御留場前々之通鳥類殺生不仕、勿論他所之ものニも殺生いたさせま

Hosei University Repository

じく候[5]」とあって、幕府鳥見の廃止後もこれまで「御留場」であったところでは鳥類の殺生がきびしく禁じられた。鳥見の廃止を契機に「御留場」の名称が消滅し、以後その地域は「元御留場」と称されたが、鳥類保護のための規制が徹底した地域であることに変わりはなかった。すなわち、鷹狩りでの獲物を確保するという目的ではない鳥類保護が実施されていくのである。時あたかも生類憐みの令の施行中であった。

しかし、生類憐みの令が触れられているからといって、すべての生類が保護されていたわけではなかった。ここでは鳥類に限ってみてみよう。たとえば、自然界の食物連鎖によって、鳶や烏が諸鳥の雛・卵を食い荒らすように、ある鳥が生存を確保するためには他の鳥の生存を脅かす行動がよくみられた。この場合、民衆に生類への憐れみを求める幕府権力は諸鳥が食い殺されるのを嫌って鳶や烏の駆除を積極的に進めた。これは生類憐みの令の一環として実施されたものであったが、その施行中、鳶や烏の巣を取り払い、それらを捕らえて伊豆諸島などに放すということが頻繁に行われた。このように、諸鳥の生存を脅かし、またゴミを食い散らかし、人にも危害を与える鳶や烏は駆除の対象となり、徹底した巣払いによってその増殖をくい止める方策が講じられていたのである。しかし、生類憐みの令が触れられている時期であるだけに、たとえ鳶や烏であろうとも雛や卵がある巣を取り払えば殺生に該当してしまうので、卵を産まない前の巣の取り払いが義務付けられ、そのために幕府役人や農民によって日常的に森林の見廻りが行われていた。[6]

本来、この鳶や烏の巣払い触の適用範囲は「江戸拾里四方」の幕領村々に限られたが、貞享五年（一六八八）二月の「鳥之巣之御触」に「御朱印寺社森林に、鳶・烏巣を掛候儀見及候は、是又名主方より右之段申通、巣とらせ可申候、　御朱印在之寺社えは、右申触候わけ為申聞、相守候様に可仕候、右は従　公儀急度被　仰渡にてハ無之候えとも、右之段村々にて、百姓并召仕等相守候様に可申付候、乍然鳶・烏巣取候にことよせ、諸鳥之巣下し、子共取捨候儀可在之候間、其段入念、鳶・烏の巣之外一切とらせ申間敷候[7]」とあるように、御朱印の寺社でもそれらの巣が森林にあった場合にはその見廻りと撤去を厳守してくれることが望まれていた。このことはどこにでも生息する鳶や烏の増殖を食い止めるのに、その法の適用範囲が幕領村々という限定的なものでは自ずから限界があることを示すものであった。人間に自然界の鳥の駆除にかかわる法令を義務づける場合でも、幕藩体制下の個別領主権の尊重という原則により、その範囲は限定的にならざるをえなかったという人間社会のシステムが障害になることもあったのである。

このようにみてくると、生類憐みの令は幕府権力が人々に人間を含む生類を憐れむよう求めたものだが、鳶や烏が諸鳥の雛を捕るのを嫌ってそれらの巣を一掃する対策を実施し、またそれらを捕らえて遠隔地に放すというような生態系の秩序を乱す行為も行われ、その一部には自然界の摂理に矛盾する人間側の身勝手な行動も見え隠れしていた。[8]すなわち、生類憐みの令では生類の自然なありようを強制しつつ、一方で人間側に都合のよい操作を行っていたのである。

そうした一つに鶴の放し飼いもあった。これは生類憐みの令発令後はじまった生類保護策の一つであった。綱吉は将軍就任後鷹狩りを行わなかったが、古くから幕府と朝廷・大名との間には鷹狩りの獲物（鷹の鳥）を贈答しあう儀礼や「新鶴」「初鶴」などのように初物の諸鳥を贈答しあう儀礼が存在し、毎年の恒例行事となっていた。これらの儀礼は元来、大地領有権や初物進上儀礼と密接にかかわるものであり、いずれも食料に供されるものであった。たとえば鶴の場合でいえば、ここで贈答しあう鶴は殺生を前提としていた。綱吉本人の鷹狩り行使の有無にかかわらず、幕府は朝廷や大名などに殺生した鶴を贈答する必要性に迫られていた。生類憐みの令のもとでもすぐにはこの儀礼が

Hosei University Repository

なくならず、鶴を確保しておく必要があった。生類憐みの令が強化されていくなかで、諸鳥の贈答儀礼は漸次縮小・廃止されていったが、それでも鶴を確保しておく必要性があったことと、この期の生類憐みのあり方として実施されたのが鶴の放し飼いであったと思われる。

この放し飼いの場所はその利便性から江戸に隣接する小石川や早稲田の田地に設置され、放鶴場と称されていた。このうち、小石川田圃への鶴の放し飼いは貞享三年（一六八六）三月よりはじめられ[9]、その後鶴の番人を置いて監視するようになり、また餌付けを行うようになった。その鶴番人には「鶴定番人」「鶴増番人」の別があったが、いずれにも給金が支払われ、小石川の放鶴場の「鶴定番人」の場合、給金総額は金五五両であったが、宝永四年（一七〇七）からは金五〇両に減じられた。これらの施設が当初どのように運営されていたかどうかは定かでないが、宝永期（一七〇四～一一）には幕府組織のうえでは若年寄の支配に属し、生類方――寄合番の系列によって管理され、またその運営費用は勘定奉行――代官の系列によって決済されていた[10]。しかし、綱吉の死によって生類憐みの令に変化が生じると、「文昭院殿御実紀」の宝永六年二月二日条には「先代の御とき、小石川のほとりに、野鶴を畜養する処設られ、これまで毎朝徒目付見廻ることなりしが、今日よりこれをやめ、鶴をも放去らしむ[11]」とあり、この施設が徒目付の監視下に置かれていたことが判明するが、そこで放し飼いされていた鶴はすべて放たれたという。このことは放鶴場への鶴の放し飼いが生類憐みの令の一環として実施されていたことを雄弁に物語っている。

そして、鶴の放し飼いは江戸の直近ばかりではなく、その周辺地域にもおよんでいた。次の史料は元禄一〇年（一六九七）二月一四日、武蔵国埼玉郡八条領の「御用本」源右衛門らが作成した「丹頂鶴保護注進請書[12]」だが、ここには放し飼いされた丹頂鶴の保護管理をめぐる領主と農民の関係や役割が浮き彫りにされていて興味深い。

指上ケ申一札之事

一、越ケ谷領大間野村へ去年御放被成候丹頂御鶴子鶴共ニ三羽、只今迄ハ越ケ谷領・幸手領ニ而番人付ケ申候得共、時々程へたたり他所江茂飛行いたし候ニ付、此度被仰付候ハ、御鶴之居付候所之者番付七日間ニ前々之通於江戸ニ御寄合御番衆中様迄御注進仕候筈ニ、佐原十左衛門様・山本藤右衛門様ゟ被仰越候趣、拙者共ニ被仰渡奉畏候、自今以後ハ当分御鶴居付候村ゟ番人附置、早速用本名主方へ申通、一領ゟ人足ニ而跡々之通廻りニ相勤、其所ゟ注進仕候筈ニ申通へく候、若他所へこし私領方へ飛行候共、右之分ケ申通、若合点不致番人不付村も有之候ハ、、其内ハ跡々之通り番人付置、其旨早々御注進可申上候、勿論番人先ゟ出し不申内ハ幾日成共拙者共方ゟ番人之付置、大切ニ可仕旨被仰渡奉畏候、若相背申候ハ、何様之曲事ニも可被仰付候

元禄拾年丑二月十四日　　八条領

御用本　源右衛門

七郎兵衛

ここで判明するのは、①元禄九年幕府の手によって埼玉郡越谷領大間野村に丹頂鶴三羽が放たれたこと、②これまでその番を越谷領・幸手領内村々の人々が行っていたこと、③今後は鶴が居ついた地域の者が番をし、その状況を七日ごとに江戸の寄合番に報告すること、④鶴が居ついた地域では用本名主が領内で番人足の割当てをすること、⑤鶴が私領の村々に飛んでいった場合には同様の事情を熟知させること、もし私領の村々で鶴の番人を出さない場合には当面は幕領の村々から出し、その旨を寄合番に連絡すること、いずれにしても私領の村々が番人を出すまで幕領の村々が番人を勤めること、⑥このことを守らない場合には処罰を申し渡されること、⑦この内容が生類方二名（佐原・山本の両名）から命じられたことなどである。

Hosei University Repository

元禄九年といえば、御拳場の支配にあたっていた鳥見が廃止され、またそれ以前の鷹遣いの停止によって鷹場ではまったく鷹狩りが行われなくなり、鳶や烏などの一部の鳥類を除いて、江戸の周辺農村では「御留場」として野鳥の保護だけが強制されていた時である。このなかで、江戸周辺の一部地域には幕府の手によって鶴が放たれ、それが居ついた村落では鶴の番が命ぜられ、領単位に番人足を出すことが強制されていた。そして鶴の保護は生類方――寄合番――「領」（用本名主）――村という組織系統のもとで達成する仕組みになっていた。しかし、この方式が貫徹しえたのは幕領村落のみであり、私領村々には放し飼い鶴の保護協力を要請するにとどまり、広域的な保護体制を構築しえなかったのである。このため、翌一一年正月三日、寄合番より触れられた「御放丹頭鶴」の追い立て及び村送り禁止触によれば、八条領村々では幕領・私領・寺社領を問わず用本名主から触れることになり、[13]個別領主権の枠を越えた内容に一歩踏み込むことによって広域的な鳥類保護を達成しようとしていたことがわかる。

この放し飼い鶴の保護を所管した寄合番は、かつて鷹匠や鳥見をつとめた者たちが就任した役職であり、生類憐みの令施行期に特徴的なものであった。寄合番には二つの系統があり、その一つはこの時期建設された大久保・中野・四谷の犬小屋預りとなり、もう一つは小日向台町の鷹部屋御用屋敷に属して放し飼い鶴の保護や鳶・烏の巣払いなどの業務にあたった。そして、後者の寄合番を指揮したのが生類方であった。このことから、放し飼い鶴の保護と鳶・烏の駆除・放鳥とは幕府権力によってほぼ同時期に実行され、ともに都合のよい鳥類のみを対象にするという同じ論理のなかで実施されていたのである。いずれも、仏教の放生思想の影響によるものであろう。

二　鷹場の鳥類保護

（一）鷹場規制と鳥類保護

わが国では、公式には古代より一部特権階級により鷹狩りが行われ、その伝統は幕藩制社会にも引き継がれた。鷹狩りとは人が飼いならした鷹をつかって鳥類や小動物をとらえる狩猟のひとつであり、これを円滑に行うために幕藩領主は鷹場を設定し整備した。たとえば、江戸幕府は江戸周辺地域一帯を鷹場に設定し、その一部地域を諸大名に恩賜鷹場として下賜することもみられ、また享保期には江戸周辺の鷹場を御拳場や御捉飼場などに組み立てなおし、将軍の鷹狩りの復活とその機能化とに備えた。江戸周辺地域は幕府領・大名領・旗本領・寺社領などが入り組んでいたが、鷹場支配に限っていえばそれら個別の領主支配の枠を超えた鷹場領主の広域的な活動によってその支配が達成された。具体的には御拳場が鳥見、御捉飼場が鷹匠頭（実質的にはその配下の野廻りが担当した）、恩賜鷹場は公儀鷹場の一角を占めつつ、一般的には鷹場を下賜された藩の鷹場役人によって鷹場支配が行われた。[14]

鷹場支配は大別して二つの目的をもっていた。第一は鷹場に指定された村々は将軍・大名の鷹狩りがいつ挙行されてもよいように常に道や橋を修復し、また武器や怪しい人間を村内に入り込ませないように取り締まなければならなかった。第二は鷹狩りを円滑かつ継続的に実施していくために、鷹場内における鳥類などの生息環境を維持・整備することであった。このために、鷹場領主は鷹場村々に鳥類の生息状況調査を命じ、鷹場役人を「鳥代」の見分に出向かせた。鷹場役人と民衆との間で「只今時何鳥何程当分附候哉御尋ニ御座候得共、冬中より正月中ハ雁・鴨四五羽より七八羽程宛折節相見へ候得共、当月ニ成候而ハ一円相見へ不申候」とか、「鶴之儀当春は一切相見へ不申候」[15]というやりとりが日常的にみられたのである。

この二つの目的を所管するのが鷹場領主であり、それに奉仕するの

Hosei University Repository

が鷹役人と鷹場村々であった。鷹狩りは本来、獲物を捕らえる鷹の特性を人が利用するという人と鳥とのかかわりで成り立つものであったが、放鷹制度の維持に伴う鷹の取得や鷹場の管理、鷹狩り技術の伝授、鷹の鳥の饗応などになると、他者、あるいは他集団との諸関係にいかに対処するかという人と人とのかかわりを映し出すことになった。

ところで、日本には古くから仏教などの影響により殺生禁断思想というものがあったが、人間が生存を確保していくためには生きている他の生命を殺生しなければならないという本質的な矛盾をかかえていた。近世社会のもとでも都市や農村を問わず、人々は魚鳥や一部の動物の肉を食し、また薬用として用いることもあった。江戸の町にも多くの岡鳥・水鳥問屋があり、住人の食料需要に応えていた。人々に食鳥・食肉習慣があるかぎり、生業としての猟師などの鳥獣捕獲を禁止できるわけがなく、一般民衆さえ無断で捕獲することすらあった。

このような食鳥習慣があろうとも、前述したように鷹場では鳥獣の生息環境を維持・保護し、来るべき鷹狩りに備えなければならなかった。そのためには鳥獣の捕獲規制を徹底する必要があった。鷹場内における鳥類保護のための規制として明文化された法令の第一に鷹場法度がある。たとえば、御拳場内の村々に触れられた鷹場法度では「御支配之御鳥見衆」の案内がついた「御公儀様御鷹」による鷹狩り以外、この地での鳥類の捕獲はできなかった。[16] すなわち、御拳場内では原則的に将軍及びそれによって認可された者の鷹狩りによる獲物の捕獲のみが可能だったわけで、この地での将軍の鷹使用権及び鳥類捕獲権は絶大なものであった。このため、それ以外の者の鳥の追いたてや捕獲・殺生が禁じられ、また弓や鉄砲の所持・使用のほか、張切網・打網・はがもち縄の使用も許されなかった。さらに鷹場村落での鳥類商売も禁止された。そしてこれらのことに違反すれば処罰が待ち受け、そのための法体系も整備されていた。

鷹場での鳥類保護策は将軍及びその認可者以外の者による鳥類の追いたてや殺生・盗みなどを禁じただけではなかった。さらに重要なのは鳥類の生息環境の保全にも意が用いられていたことである。たとえば、御拳場内の規制項目には鳥代に近付かない、家屋の新築などを勝手に行わない、堀・沼・川で魚の殺生をしない、犬捨て・花火の禁止、案山子立て・新規家作・新規商売・飼い犬・諸興行の制限、火の用心などがあり、いずれも鳥類の生息に支障が出るものとして規制されていた。[17] また将軍の鷹狩りが近づくと、その地先付近ではしめ縄の取り払いや野良犬・馬の繋ぎ止めなどを命じられていたが、これらは諸鳥の飛来のうえで好ましくないと考えられていたからであった。さらに一般の鳥類の生息に支障がでないように、江戸湾に面した海辺では「鳥打」「鷺打」などが幕府鉄砲方の出動によって日常的に行われ、そして江戸の周辺地域では鳶や烏の巣の取り払いも行われていた。このように、江戸周辺の鷹場内では鳥類の生息環境を維持するためのさまざまな対策が実施されていたのである。

（二）享保期の鳥類保護と網差の設置

鳥類の保護が前述したような諸規制のみで達成できたわけではない。すでに指摘されているように、一七世紀の日本では大規模な開発と急激な人口増加が起こり、このことによって自然環境の破壊が著しく進んでいた。その主たる原因は都市（城下町）の建設にあったとみられている。このことは鳥獣の生息環境を脅かし、必然的にその減少をもたらした。生物多様性といった見地からも明らかに深刻化していたのである。一八世紀初頭の幕府法令では、「鳥無之、御用に難立ニ付」[18]という理由で、大名らに対して向こう三年間幕府への諸鳥の献上を禁止している。このような状況下で、幕府は鳥類の保護に向けた諸規制の強化のほか、鳥を扱う商人の人数を限定するなどの対策を打ち出して

Hosei University Repository

いた。

ところで、失われた自然を元通りにすることはできない。このため、鳥の種類や数量が減少した自然のもとで鳥類を保護するには、限られた自然を最大限維持していくしかないのが実情である。この自然のもとで必要分の資源が調達できるのであれば問題はないのだが、享保期の幕府は多くの鳥が生息する環境を整備する必要性に迫られていた。その理由は将軍の鷹狩りの復活であった。五代将軍徳川綱吉による鷹遣いの中止によって途絶えていた鷹狩りは、八代将軍徳川吉宗の並々ならぬ決意と用意周到な準備によって復活した。しかし、鳥類の生息状況は開発や乱伐などによる自然の破壊と生類憐みの令解禁後の乱獲によって悪化の一途をたどっていたのである。将軍の鷹狩りはその威信を体現するものであり、その際獲物は欠かせなかった。なぜなら、獲物を捕らえることを前提に幕府と朝廷・大名間の贈答・饗応儀礼が組み立てられていたからである。

このため幕府は、自然環境の悪化によって減少していた鷹狩りの獲物としての鳥類の保護と増殖のための対策を打ち出さざるをえなかった。そこでいくつかの対策が実施されることになったが、その骨格は鳥類保護のための規制強化と組織体制の整備であった。まず享保元年（一七一六）七月の幕府放鷹制度復活指令以後、その九月には江戸より一〇里四方の村々に鳥追いや殺生を含む「鳥おどし」を禁じ、一二月には次のような触書が幕領支配や御鷹御用にあたった伊奈半左衛門役所から鷹場村々に触れられた。[19]

御鷹場之内村々江鶴飛来候ハ、其村ニ而籾麦まき飼付候様可致候、尤近村へ飛行候ハハ其村方へ相届ケ、御鳥見被相廻候ハ、其段可申候、且又御鷹匠・御鳥見村方被相廻候節鶴之餌入用之由ニ而其節籾差図之通差出可申、右之趣早々村々江可申通候、最寄他之御代官所江も其外私領社領江も其方より右之趣可申通者也

申十二月三日　　半左衛門役所

領々用番

これは鷹場村々に鶴飛来時の対応を指示したものである。鶴が飛来した村ではその餌として籾や麦を蒔いてその保護にあたり、その旨を鷹場巡回中の鳥見に報告しなければならなかった。また鷹匠や鳥見が村方の見回り中に鶴の餌を求めた場合には籾などを提供する義務を負った。この触書は幕領のほか、私領・社領の村々にもその惣代である「領々用番」から伝達すべきこととされた。また同月二八日には鳥見から武蔵国埼玉郡八条領の月番割元名主に「鶴有之所ニハ其近辺より昼計番人附可申候、居付候哉、飛行候ハ、番人引可申候、尤名主方へ書付留置、我等共見廻り之節其段可申候」[20]とあるように、鶴の飛来時の番人設置と鳥見への届出を命じている。ここで鶴を特定して保護しようとしているのは、鷹狩りの獲物として最上とされていたことによるものであろう。そして鶴が飛来した村方では居ついてから飛び去るまで番人をつけて監視する義務を負った。この頃、保護の対象は白鳥にも及んでいたようで、同一二年一一月、武蔵国荏原郡下丸子村は同村と矢口村にまたがる沼田に白鳥が飛来したので、その生息の支障にならないように竹木の枝を下ろし、見守っていることを報告している。[21]

その第二は鳥類飼育を担当する役人を設置したことである。この役職は綱差と称されたが、最初に就任した人物は将軍吉宗の命によりその出身地である紀伊藩領内から呼び寄せられた者であった。すでに紀伊藩では鳥の餌付けに類似した業務が行われ、それに従事していた役人が江戸に呼び寄せられたのである。この人物は牧戸（のち加納に改姓）甚内といったが、享保二年正月には武蔵国葛飾郡東葛西領内に居住し、鶴の餌付けに取り組んだ。これが成功をおさめると、御拳場の筋ごとに綱差が配置され、さまざまな種類の鳥の餌付けが行われるようになった。綱差は一般に農民身分の者から選抜され、就任すると幕

Hosei University Repository

府鳥見の配下に属し、飼付御用に従事した。その代償として役扶持や手当金・褒美金が公費から支給された。第1表に示したように、網差の人数は寛延元年（一七四八）には見習を含めて二六名であり、それぞれに餌付け用の籾も下げ渡されていた。このなかには鶉・雉などの飼育を担当した目黒筋網差の権兵衛もいた。網差には網差見習をはじめ、飼付見習・白鳥寄上人などの飼育補助員がいて、それらとの共同作業によって鳥類の保護が達成されていた。そして網差が餌付けした鳥は近隣で挙行される将軍の鷹狩りにその獲物として活用された。[22] 自然環境の破壊による鳥類の種と量の減少という状況下での将軍の鷹狩りの復活は、盗鳥・捕鳥の禁止や大名の幕府への鳥類献上禁止などの諸規制のほか、網差という鳥類の餌付け役人も誕生させたのである。

第1表　網差の員数と支給された餌籾高

筋　名	地域区分	網差員数（内見習）	支給された餌籾高	一人分餌籾高
葛西筋	東葛西	5（1）	8石2斗	1．64
	西葛西	5（2）	7．9	1．58
岩淵筋	淵江・三河島	7（2）	10．6	1．51
戸田筋		2	1．0	0．5
中野筋		1	0．7	0．7
目黒筋		2（1）	1．0	0．5
品川筋	六郷・馬込	3	4．9	0．63
	稲毛・川崎	1	0．7	0．7
計		26（6）	35．0	（平均）1．35

（注）「御場御用留」（国立公文書館蔵）より作成。

網差の飼付御用はただ単に「鳥代」付近に餌を蒔いておくだけで達成できたわけではなかった。そのためにいくつかの方法がとられていた。そうした一つに雛の育成によって減少した鳥類の増殖をはかろうとするものがあった。たとえば、目黒筋網差の権兵衛は毎年八月頃に駿河国吉原宿の鳥屋から入荷した「御鳥雛鶉」（将軍の鷹狩りの際に獲物となる囮用の雛鶉）三五羽を鳥見組頭から受け取り飼育していた。その雛を寒気から守るために多量の薪を必要としたが、その薪である「御用鶉焚木」も鳥見組頭から受け取っていた。このため権兵衛は公費から支出されて建設・修復された「御鳥鶉置所」を管理し、そこで雛を養育していた。この「御鳥雛鶉」は飼育ののち駒場原で行われる将軍の「鶉御成」の際に放たれ、鷹狩りの獲物に供された。しかし、駒場原での「鶉御成」が挙行されない場合には「おとり鶉三拾五羽不残駒場原江御はなしニ相成申候」[23]とあるようにその地に放たれ、その増殖に貢献することになったのである。

（三）放鳥と鳥類飼付場の造成

「御放鳥」による飼育は、すでに述べたように生類憐みの令施行下ではじまったものであったが、享保期の放鷹制度の復活以降も一般的に見られる鳥類の保護および増殖方法であった。享保期以降では葛西筋の御挙場に白鳥や鵜が放たれたものが比較的早い例である。この放鳥による飼育場所は「御飼付場所」あるいは「御場所」「御場」などと呼ばれ、放鳥された鳥の種類に応じて、たとえば「白鳥御飼付場所」「白鳥御場所」「白鳥御場」などのように称された。鳥類の保護のためにはその生息地・放鳥地の保全が不可欠であり、そこでの捕獲規制とともに、鳥類の生息に適した飼育場や保護区を設定・造成する必要があった。

具体的にその模様をみていくと、享保三年（一七一八）一一月七日、武蔵国葛飾郡隅田村の白鳥池に白鳥二羽、同郡堀切村の池に白鳥二羽が御庭方二名・鳥見二名の立会いのもとで放たれている。その結果、「籾五合宛給させ可申旨番人申付」[24]とあるように、餌付け用の籾の支給と白鳥の番人がつけ置かれた。このうち、堀切村内の池に放たれた白鳥は同五年九月頃には一羽が飼育に失敗したが、同年には四羽まで補充され、以後幕府の命によりその見張り役として堀切村の農民が駆り出されることになった。

Hosei University Repository

この付近の「白鳥御飼付場所」については、弘化二年（一八四五）の「公儀御鷹場諸鳥飼付術書」[28]に次のように記されている。

白鳥御飼付場所

一、堀切村毛無之池壱町弐反、磯辺ニ葭少々有之、北者土手付、南ハ人家後、兼而白鳥三四拾羽位着居候ケ所ニ御座候、定代ニ飼附置、引堀へ引込候事

一、隅田・堀切両村境新川筋一ケ所、川幅拾弐間、当時引堀御田地ニ戻リ居候得共、飼附被仰出候てハ、川筋着之白鳥両土手拾間計リ切リ明ケ引堀、□塩之差引水塩梅ハ新川下モ土俵ニ而関留、どら樋ヲふせ、内水之高くハ外トへ落、外ト高く差塩之節ニハ内へ入不申様ニ仕懸ケ、御場所出来御飼附置候事

一、隅田村丹長池八反辻一円ぬまはす計リ、中ニ島有リ、北ハ大土手付、外トハ川渕舟入場所、南東往来付、人家後近年代着不申候事

第2表　享保期における葛西筋への放鳥と鳥の種類

放　鳥　日	鳥の種類	数量（羽）	放鳥場所
享保3年11月7日	白鳥	2	隅田村白鳥池
	白鳥	2	堀切村池
同　5年5月3日	鶴	50	亀戸村唐之助屋敷跡
同　5年5月11日	鶴	20	亀戸村唐之助屋敷跡
同　6年4月晦日	鶴	73　内30	葭沼
		43	亀戸村唐之助屋敷跡
同　　年5月6日	鶴	30（雄10・雌20）	新宿村小池
同　12年閏正月8日	緋鳥鴨	2	上平井村之内中川へ
	小鴨	5	淡之須村より三丁程上之方
	緋鳥鴨	3	
	小鴨	5	
同　　年4月19日	緋鳥鴨	1	上平井村中川通へ
	小鴨	1	
	緋鳥鴨	1	淡之須村中川通へ
	小鴨	2	
同　　年8月7日	足痛丹頂鶴	1	青戸耕地へ
	白家鴨	1	中川前
同　13年正月24日	緋鳥鴨	3	淡之須村中川へ
同　　年正月26日	緋鳥鴨	12（雄8・雌4）	上平井村中川へ
同　　年2月2日	緋鳥鴨	5	淡之須村中川へ
同　　年7月7日	鴛鳥	2	隅田村白鳥池
同　　年12月27日	小鴨	5	立石村南蔵院前中川へ
同　14年正月7日	鴨	3	中川へ
同　　年正月9日	絞家鴨	1	中川、淡之須村へ
同　　年正月13日	鴛鳥	1	中川へ
同　　年正月27日	緋鳥鴨	6（雄2・雌4）	立石村南蔵院前中川へ
同　　年2月20日	黒家鴨	1	淡之須村中川へ
	白家鴨	1	
同　　年8月11日	鴛鳥	2	猿江村藤左衛門方へ
同　　年11月16日	足痛黒鶴	1	青戸村耕地へ
同　15年11月13日	鴛鳥	8	隅田村白鳥池

（注）「御場御用留」（国立公文書館蔵）より作成。

第3表　「鷸御場」の設置

設置年代	場　　所	規模及び備考
享保7年3月晦日	柳島村御徒町前葭場	
享保21年2月28日	猿江御材木置場堀	堀幅20間・長さ254間
享保21年3月	両小松川葭場	1～6番に編成、4月2日吉宗鷸御成
元文2年5月	柳島村鷸御場の整備	幅4間浚蒋植、幅6尺の道付、勢子道
宝暦3年4月	押上村十間川築留	同月27日、将軍家重鷸御成
宝暦6年2月5日	亀戸村銭座跡	14893坪（御道・鷸堀を含む）
明和2年7月12日	亀戸村銭座跡鷸御場の縮小	8893坪（6000坪は御用地となった）

（注）「御場御用留」（国立公文書館蔵）より作成。

Hosei University Repository

ここには堀切・隅田両村内の池や川・土手といった自然地形を利用して「白鳥御飼付場所」を造成していたことが記され、堀切村の毛無之池のように従来から白鳥三、四〇羽が飛来していたところに「御飼付場所」を築いていた例もある。ここで用いられる白鳥（しらとり）という用語は単に白鳥（はくちょう）だけを指し示しているのではなく、白い羽毛の鳥全般をいい、鶴・白鷺なども含まれていた。そして、こうした「御飼付場所」には餌蒔場・寄垣・待合垣・引堀などが設けられ、対象とする鳥類を保護管理しやすい施設に仕立てられていた。

また、この「御飼付場所」の維持保護のためにさまざまな規制が実施されていた。農民は農業経営のうえで常に鳥獣の被害に悩まされていたが、御拳場の村々ではそれまで禁止されていた案山子立てや縄張りが享保七年一〇月から解禁された。ところが、同一〇年一〇月一八日、「飼付場かゝし為取候儀、両本所・亀戸辺ハ任之書付出、案山子在之候而ハ御用立不申、御用相済候迄当分為取可申旨専助江申達、飼付場ハ何方も右之通取計候様同人被申付候」[26]とあるように、御場掛の松下専助より「飼付場」周辺での案山子立てを禁じる措置が講じられている。「飼付場」の鳥類保護のためには、鳥除けの案山子を規制せざるをえなかったのである。

白鳥以外では、享保五年五月三日に亀戸村の唐之助屋敷跡に鷸五〇羽、同月一一日にも同所に鷸二〇羽、同六年四月晦日にも同所に鷸七三羽が放たれたのをはじめ、同一二年正月八日には上平井村内の中川や淡之須村近辺に小鴨五羽ずつを放っている（第2表）。そのために、「鴨御場」や「鷸御場」も造成されていた。「鴨御場」は享保二年に小菅村・上千葉村・弥五郎新田の古川通りに設置されたのをはじめ、同七年にはこの周辺だけでも小菅村に四ケ所、弥五郎新田に五ケ所、上千葉村に一〇ケ所、千住三丁目に五ケ所、伊藤谷村に五ケ所、計二九ケ所も造成されていた。また同七年三月晦日には柳橋村御徒町前の葭場に「鷸御場」ができ、同二一年二月には猿江御材木置場堀に、同年三月には東・西小松川村の葭場に六つの「鷸御場」がつくられた（第3表）。そして宝暦六年二月、亀戸銭座跡に新規に造成された「鷸・鴨御場」の広さは一万四八九三坪もあり、その「鴨寄土手」の築造に際しては六〇三五人の人足が駆り出された[27]。このように、江戸周辺地域では放鳥と飼育場造成による鳥類の保護育成が大規模に行われていたのである。

しかし、「御飼付場所」は川や堀といった自然地形を利用したものばかりでなく、新たに耕地などに造成されることもあった。この場合、借地に対する補償が幕府の手によって行われていた[28]。

四ツ木村白鳥場代米被下候初之事

一、西葛西領篠原村・中原村田耕地之内壱反五畝十二歩、白鳥御場ニ相成、代米壱石五斗右両村被下候儀、寛保元酉年渋谷和泉守申渡相済、夫ゟ年々御場御入用ニ付、只今以右米数相立差遣申候

此訳

一、白鳥御場　大丁場　中原村
　　小丁場　篠原村

此田反別
壱反五畝拾弐歩
此坪四百六拾弐坪
此引方
人足扶持三百人　但、壱坪ニ付
此米壱石五斗　人足六分四厘九毛

右者寛保元酉年右白鳥御場拵出来之節、年々稲刈取、御場取立、翌春取崩可申様之処其儘ニ差置、右取立取崩之人足三百人扶持年々被下候ハヽ、御年貢百姓方ニ而相勤可申立、右村願候処願之通相済、

Hosei University Repository

夫ゟ年々伊奈半左衛門方江相断、石数相立遣申候

右掛

早川七十郎

中山八郎右衛門

寛保元年（一七四一）、武蔵国葛飾郡西葛西領中原・篠原両村の田方に造成された「白鳥御場」は、それぞれ「大丁場」「小丁場」と称され、当初稲刈り後につくられ、翌年春の田植えまでに取り壊され、これを毎年繰り返す手はずであった。ところが、そのまま差し置かれることになり、「白鳥御場」の造成・解体にともなう人足三〇〇人分の扶持米一石五斗を村落に土地借用の代米として補償すれば、この土地の年貢は村落側が上納することで双方が合意したのである。「白鳥御場」はこのように耕地を利用することもあり、その意味では農業経営を阻害する一面をもったが、これを「白鳥御場」の造成・解体という公共事業の誘致による村落への人足扶持米の給付によって解消をはかっている。しかし、「白鳥御場」の造成・解体を止め、恒常的に位置づくようになると、人足の必要性がなくなったため、これまで人足に給付してきた扶持米分を借地の代米として補償することになったのである。このように、西葛西の地には恒常的に位置づく「白鳥御場」が成立し、白鳥の餌付けが網差や地域住民によって日常的に繰り広げられていったのである。

以後、この地には「白鳥御場」がいくつか成立し、そこで餌付けされた白鳥は将軍の鷹狩りの際の獲物として利用された。次の史料はその一端を示している。

①

一、同年（享保五年）十一月廿二日隅田村白鳥池白鳥二羽共上目黒村江廻、御庭ゟ御鳥方之者籠為持、住宅内山源五右衛門方江宰領一人附、御鳥方荒瀬只八郎・関口与四郎、立合中村安左衛門

一、同年十二月二日堀切村池白鳥二羽籠作を入、所之者ニ為持、宰領一人付、志村住宅樋口九十郎方江相廻ス[29]

②

白鳥御場所発端

一、寛保元酉年大町場・小町場御取立、翌戌正月十九日　御成、白鳥御手ニ入ル

御膳所　浄光寺

御掛り　三浦安右衛門殿

一、同戌中井堀・古上水堀割、白鳥場出来、十二月廿七日　御成、古上水ニ而白鳥御手ニ入

恵明寺御膳所

御掛り　御同人[30]

①史料には隅田・堀切両村の池で飼いつけられていた白鳥が目黒筋の鳥見役宅があった上目黒村や戸田筋の鳥見役宅があった志村に御鳥方などの手によって運ばれ、「住宅鳥見」に渡されていたことが示されている。また②史料からは前に述べた中原村の「大丁場」や篠原村の「小丁場」で飼育されていた白鳥が寛保二年正月一九日の将軍の鷹狩りでその獲物となったことが記されている。このように、「白鳥御場」「鴨御場」「鷸御場」は江戸周辺地域での将軍の鷹狩りに供される獲物を確保するために成立したものであった。これら「御飼付場所」の近くでは将軍の鷹狩りが挙行されることが多くなり、その際には鷹狩り時の休憩・食膳場所となる御膳所・御小休・御立寄などの施設が指定された。これらの施設には寺院がもっとも多く利用され、農民家屋や神社が指定されることもあった。ほかに、船からの上陸場所となる御上り場や来臨の場所となる御召場なども指定された。いずれも将軍の鷹狩りを前提に指定・造成されるものであり、それ以外の何ものでもなかった。

Hosei University Repository

（四）鳥類繁殖地の保全――「紀伊殿囲鷺」の場合

鷹場とは一般的には幕藩領主が鷹狩りすることを目的として特定した場所である。このため、鷹場では鷹狩りでの獲物を確保するために鳥類を保護するということがみられた。しかし、鷹場が鷹狩りすることを目的に設定されたとはいえ、この目的が遂行されない鷹場は実に多かった。鷹狩りは鷹によって鳥類や小動物を捕らえるものであるから、鷹場の設定は面的な指定が有効であった。このなかに鷹狩りに格好な地域や将軍が好んでよく出かける地点が含まれているのが普通で、鷹場に指定された地域すべてが鷹狩りに利用されたわけではなかった。つまり、鷹狩りを挙行する目的のために鷹場に指定されたが、鷹狩りに利用されなかった鷹場は多くあり、それでも鷹場であるかぎり鳥類保護は義務づけられていたのである。この結果、次のような事例がみられた。

武蔵国足立郡新染谷村は幕府領と二人の旗本領からなる相給の村であり、また御三家の一つである紀伊徳川家の恩賜鷹場に指定されていた。享保年間、幕府領に属するこの村の名主の屋敷の薮に鷺の群れが住み着くようになった。この原因は鷺が餌を取るには水田のような場所が最適であり、当時この付近には見沼溜井を開発して広大な見沼新田ができた頃であり、そのことと無関係ではないとみられる。[31] 以後、この鷺が住み着いた名主屋敷の薮は「鷺薮」と呼ばれ、「鷺薮之義鷺付候已来ハ随分大切ニ仕、竹木等も容易ニ切荒シ申間敷旨、紀州様御屋敷ゟ被仰渡」[32]とあるように、紀伊藩主よりその保全を求められ、竹木の伐採などを禁じられていた。ここで重要なのは、鷺繁殖地の保全を求めたのは支配領主ではなく、鷹場領主であったということである。鷹場に指定された地域の、鳥類保護及びその繁殖地の保全に関する管轄権は、鷹場領主に帰属し、支配領主のそれよりも優越していたのである。

紀伊徳川家の要請に応じて、新染谷村の名主は鷺薮の保全に着手し、村内および周辺農村の農民はそのための規制を受けることになった。このことによって鷺薮はその繁殖地となり、おびただしい数の鷺が住み着くようになった。鷺薮の保全が徹底をきわめたことは次の事例からも窺い知れる。明和七年（一七七〇）五月、幕府は「日光社参供奉行装及び従者制」を発令し、「駅路列樹の枝葉、繁茂に過るは枝伐とるべし」[33]と厳命した。このため、「御道筋御見分様」による日光御成道沿線の状況調査が行われることになり、その者から要請を受けた代官手代が染谷村（新染谷村）名主の弁蔵に鷺薮のことについて尋問している。その内容は鷺薮の一部が日光御成道に五〇間ほど接し、その部分の枝葉の伐採に関することであった。同年一一月、名主弁蔵は紀伊徳川家から鷺薮の鷺を大切にし、その竹木も伐採してはならないと申し渡されていると返答したが、さらに「此節御公儀様御役人衆中様ゟ被仰達候趣、私共方江被仰渡候段承知奉畏候、已後御道筋御見分様御差図次第、右鷺山御道筋附五拾間余御座候分切すかし等被仰付候ハヽ、早速御差図次第ニ仕、惣而右薮之義被仰付候趣少も違背仕間敷候」[34]とあるように、鷺薮の枝葉を切り透かすことになろうとも幕府方針を遵守する意向を伝えた。

安永五年（一七七六）四月、第一〇代将軍徳川家治による日光社参が挙行された。この途中、家治は鷺薮を通りかかって上覧し、「御称美」になったという。その際、「御目障りニ可相成大木伐採被仰付候而者万一諸鳥差障りニ可相成哉ニ付、枝葉等ニ至まで御伐透し候一切無御座、御成道筋新規御添道出来、御通行被為遊候」[35]とあるように、日光御成道に面した鷺薮の大木や枝葉の伐採は諸鳥の生息に支障がでるという理由で行われず、その結果鷺薮を避けて新規に添道が造成されたのである。幕府法令の規定に従えば、御成道往来の障害となる大木や枝葉は伐採されるはずであったが、鷺薮は現状のまま維持され、そ

Hosei University Repository

の保全のための最大限の対策が講じられたのである。

鷺藪の保全は、紀伊徳川家からすれば鷹場環境の維持保全の延長線上に位置づけられるものだが、この地域では鷹狩りを挙行せず、鷺の保護とその繁殖地環境の保全に精力が注がれたのである。一方、江戸幕府では将軍の上覧、つまり「御称美」の対象として紀伊徳川家が推進する鷺藪の保全を尊重した結果、御成道に面する鷺藪の木枝の伐採を取りやめたのである。夥しい数の鷺が生息・繁殖している鷺藪は優美性と稀少性とを有するものであり、その見地から鑑賞と保護の対象に十分なりえたのである。

このようなわけで、鷺藪は近在でもよく知られた存在となり、その結果鷺の盗難が続出するようになった。これに対し、村では「巣掛ケ之節ハ昼壱人・夜弐人、二月6八月迄少も無懈怠番人差置申候、夜分藪之内盗賊等入込候節ハ自然と諸鳥相騒キ候ニ付、其節者村中拾五歳以上之男不残罷出、藪内外相廻り、夜中引取不申、番仕来り申候」とあるように、二月から八月まで昼夜とも番人を置いて監視するようになった。それでも鷺の盗難が続いていた模様で、「天明年中御杭頂戴仕候以来、右躰怪敷儀も少々ハ相磷キ候様罷成、誠ニ　御威光難在仕合奉存候」[36]とあるように、天明年中に「御杭」を頂戴したことで、鷺の盗難が減少傾向をたどったようである。これは「御杭」の「御威光」と認識されていた。この「御杭」とは鷺藪の前に立て置かれた杭のことで、紀伊徳川家から下げ渡されたとされる杭には「紀伊殿囲鷺」[37]と墨書されていた。「御杭」は鷺藪が公的に認定された鳥類保護区であることを証明するものであり、その公的権威によって鷺藪の保全と鷺の盗難の抑止とを達成しようとするものであった。

これ以降、鷺藪は「紀伊殿囲鷺」としての歩みを遂げた。これは「数十年附居り候鷺藪之儀、殊ニ其時分6　御場内ニ付御囲鷺之旨被仰渡」[38]と記されているように、この地域が紀伊徳川家の恩賜鷹場に指定されていたことが鷺藪を紀伊徳川家の「御囲鷺」に変化させたのであった。そして「御囲鷺」となった背景には「御詞之上為御取締御囲鷺御杭可相建旨御差図被成下、一同難有仕合奉存候」[39]とあるように、第一義的には「御取締」を目的とし、それも紀伊徳川家側から「御杭」を建てるように「御差図」があったことがわかる。村側が「御杭」の権威を当て込んで紀伊徳川家にその下げ渡しを要請したのではなく、紀伊徳川家が自らの権威を背景に「御取締」に貢献させようと「御杭」を下げ渡したのである。ここでは鷺盗難の抑止力として期待された「御杭」に付随する権威が民衆側から作り出されるのではなく、幕藩領主側の自覚と民衆への「御差図」によって創出されることもあったことを示している。

しかしその後、新染谷村の「紀伊殿囲鷺」の維持が順調に推移したわけではなかった。鷺の糞により藪の竹木が枯れはじめ、囲久根の資材にも事欠くようになり、また鷺が居宅や添家の屋根を踏み破ったり、屋敷内及び畑の作物も食い荒らされるようになった。このように、人間生活に支障をきたすようになってしまったのである。このため、名主の家では案山子を立てたり、人足を動員したりして被害の防御に努めてみたが資金難により継続できず、また新規に屋根を修復しても一年足らずで雨漏りする始末で、事態はより深刻化した。にもかかわらず、鷺藪の保全と諸被害への対応に要する費用はすべて名主個人の支出によって賄われていた。このように、紀伊徳川家は鷺藪を所持する名主家に対し、その保全を強制し、一度だけ銀子を下賜したことがあったが、原則的に鷺藪保全のための経費を支給することはなかったのである。このため、名主の家ではそれまで持高四〇〇石余あったものが、寛政末年には「無高同様ニ相成、其上借金等も多分出来」「身上向退転仕候儀者乍恐歴然之御義と奉存」[40]という状態になってしまったという。

Hosei University Repository

そこで、寛政一一年（一七九九）一〇月、鷺藪地主である名主家を含む新染谷村の村役人らは、紀伊家の恩賜鷹場を支配管轄する紀州鳥見に対し、紀伊徳川家から実情視察のための見分にきてほしいと嘆願し、またこれが聞き入れられない場合には名主家の「御取立」と鷺藪の維持のために金七〇〇両を一〇年間無利息で拝借したいと願い出た。[41] しかし、この願いは聞き入れられなかった。鷺の生息地環境が悪化したことにより新染谷村の「紀伊殿囲鷺」は消滅し、文化四年（一八〇七）より鷺は隣接する寺山村内の林畑に移り、その生息地にも同八年六月に「御杭」が下げ渡され、「紀伊殿囲鷺」としての歩みをはじめたのである。[42] この結果、寺山村には「巣掛之節者勿論、平日共、御囲内江無用之者猥ニ為立入不申、惣而差障リ不相成様可仕候、若シ自然盗賊入候ハ、村中之者早速欠附召捕御訴訟可申上候、尤　御屋形様御用之外者何方ゟ申来候共決而手入為致間鋪候」[43] とあるように、「御囲」内への無用の者の立ち入り禁止、鷺の生息に支障がないようにする、盗賊侵入時の村人の駆付け・召し捕らえと紀州鳥見への届出、鷺生息地の環境維持につとめることなどの規制がかけられたのである。鷺の巣掛けは天保期には南隣の代山村にも及んでいた。

天保一四年（一八四三）三月、寺山・代山両村は従来のものが古くなったためか、再度紀伊徳川家から「御定杭」を一本ずつ下げ渡された。この時、両村は紀州鳥見に「御定杭建方御請証文」[44] を提出し、「御囲鷺」の維持にかかわる村人の取り組みを書き記している。以下、その内容を箇条書きでまとめてみる。

① 「御定杭」に墨書する。杭自体は紀伊徳川家から下げ渡されたが、杭への墨書は村側が行ったようである。

② 「御囲鷺」を囲う囲矢来などは鷺が住み着いた山の持ち主たちの費用で敷設すること。その修復や手入れも同様に心得ること。

③ 「御囲鷺」内に草木が茂らないように時々掃除を行い、入念に取り計らうこと。

④ たとえ鷺の群れが他地域に移ろうとも「御杭」を抜き取らず、届け出て指図に従うこと。

⑤ 囲矢来に馬を繋がないこと。

⑥ 「御囲鷺」の近辺に塵芥を捨てず、また不浄物を置かないこと。

⑦ 「御定杭」の近くで水難や火難があった場合にはすぐに駆けつけ、それを名主方へ持ち帰り、届け出て指図を受けること。異変が発生した場合にもすぐに届け出ること。

⑧ 巣山へ怪しい者が入り込んだ場合には留めて置いて、すぐに届け出ること。

⑨ 大風雨で子鷺が落ちている場合には餌を与えて飼育し届け出ること。また巣子が死んでいた場合には拾い上げ、指図を受けて堀に埋めること。

ここから判明することは、「御囲鷺」となった土地を所持する個人とその立地する村が「御囲鷺」の維持を全面的に担当していたことである。「御囲鷺」内及びその周辺の取締りと維持、「御定杭」の手入れ、囲矢来の敷設、鷺の生息及び死後の管理などが村請によって達成されていた。ここでの紀伊徳川家のかかわりはその維持を支える「御定杭」を下げ渡したことと「御囲鷺」上覧時に金銭を下賜する程度であった。このように、紀伊徳川家は「御囲鷺」の維持に直接的にはかかわらなかったのであるが、その維持にかかわるすべての事柄を掌握しており、これは鷹場領主が支配領主を超えた自然の統轄権を有していたからと理解される。この地の鷺藪は紀伊徳川家の恩賜鷹場内に位置づいていたために「御囲鷺」としての歩みを遂げたが、「御囲鷺」となったことで鷹狩りが挙行されることなく、鳥類保護の重要な拠点となったのである。つまり、「御囲鷺」は鷹場内の一般の鳥類保護とは一線を画す、その稀少性・優美性から発する鳥類保護のあり方であり、これは近代

Hosei University Repository

日本の天然記念物の指定に伴う保護に通じるものであったといえよう。

結びにかえて

今日、地球上に生息する野生生物の種の絶滅が歴史上かつてないスピードで進行していることは論を俟たない。それに比べればそのスピードはきわめて遅々としたものであったが、近世日本でも明らかに種の絶滅が進行し、その保護の目的を異にしながらも鳥類保護が展開し、さまざまな保護対策が実施されていた。

鳥類保護がもっとも徹底していたのは鷹場地域であったといえようが、鷹場地域に固有なものであったわけではない。上野国利根郡下津村の天明七年（一七八七）四月の「五人組前書写」には「御鷹場之外たりとゆふ共、鶴・白鳥取候儀御停止ニ候、勿論村中ニおゐて、右之大鳥売買仕間敷候、若し相背之者有之ハ可訴出事[45]」とあり、鷹場外の地域であっても鶴や白鳥の捕獲が禁じられ、その保護が徹底していたことがわかる。

同様の内容は下総国香取郡馬乗里村の「五人組御仕置帳」にも「猟師之外、鳥獣一切不可取、猟師たりとも鶴・白鳥取候儀御停止ニ候、若村中ニ而鶴・白鳥致商売者あらば可訴之事[46]」の一条があり、「猟師」という職分以外の民衆の鳥獣捕獲が禁止され、その「猟師」でさえも鶴と白鳥の捕獲が厳禁されていた。同様の事柄は次の事情からもうかがえる。寛永三年（一六二六）一一月七日、秋田藩の飛地であった下野国河内郡薬師寺村の百姓が飛びかかってきた白鳥を捕まえ、江戸屋敷の藩主佐竹義宣のもとに持参してきた時、藩側では「鶴・白鳥之事ハ、　上様より御法度ニ被仰付候[47]」と認識していて、当時、鶴・白鳥の捕獲が幕府法度で禁止されていたことを熟知していた。事の重大さに驚いた秋田藩では江戸の町奉行島田利正に事実関係を届け出、さらに老中の土井利勝に相談して決着をはかっていた。

近世日本において、この鶴・白鳥捕獲禁止令を超越していたのは将軍とそれによって認可された者に限られていた。このことは究極の自然の統轄が将軍のもとに収斂していたことの証左ともいえよう。このように、鳥類のなかでも鶴と白鳥の保護が厳重であったのはこれらの鳥のもつ文化性に由来するものであり、特にこの二種の鳥を鳥類の最上位に位置づけ、また幕府がそれまでの伝統である初物進上儀礼及び「鷹の鶴」進上儀礼を継承して天皇に進上してきたことの意味は大きいと思われる。

また近世の農民は四季を通じて作物を鳥獣に食い荒らされ、その被害に悩まされていたが、かといって無差別に駆除できたわけではなかった。安政七年（一八六〇）三月、下総国葛飾郡藤原新田の村役人が害鳥獣の駆除のために領主から鉄砲を拝借した際に提出した請書には、「田畑作毛荒候畜類之外、鳥類者勿論、外殺生堅仕間敷候[48]」とあり、殺生による駆除の対象となったのは作物を荒らしている畜類だけであり、それ以外の畜類の殺生は社会通念上認められておらず、鳥類はその対象にすらならなかった。玉込の拝借鉄砲による殺生は作物に被害を与えている畜類に限られ、鳥類は案山子や張縄・鳴子などの「鳥獣威し」によって追っ払うだけであった。これが農民の生活維持と鳥獣保護との折り合いの限界点であったのである。

そこで、江戸周辺地域にみられる具体的な鳥類保護の諸相を追及してみた。その結果、この地域では生類憐みの令と放鷹制度のもとでの、きわめて多岐にわたる鳥類保護が確認できた。生類憐みの令施行前期は、縮小されているとはいえ放鷹制度が存続中であり、生類の保護と殺生という矛盾を抱えていた。その意味で、生類憐みの令が名実ともにひとり立ちするは元禄六年九月の鷹遣い停止令以後のことであったとみてよい。しかし、これ以後においてもすべての鳥類が保護されていたわけではなく、鳶や烏などは駆除の対象となっていた。これはそ

Hosei University Repository

れ以外の鳥類を保護するためであり、また人に危害を与え、ゴミを食い散らかす鳶や烏を駆除し、人の生活を守る対策ともなっていた。鳶や烏の駆除でもこの時期を象徴しているのは、卵が産み落とされている巣の取り払いは許されず、捕獲した鳶や烏も多大な費用をかけて伊豆諸島などに放鳥されていることであった。この鳥類保護のあり方は人間中心主義に基づくものであったといえよう。またこの時期においても天皇への「初鶴」「新鶴」「御鷹之鶴」の進上儀礼が継続されていたため、江戸の直近で鶴の放し飼いを行う「放鶴場」も運営されていた。いずれも、生類方――寄合番という組織体制によってこれらの事物が管轄されていた。元禄九年以後には武蔵国埼玉郡越谷領村々にも拡大して鶴の放し飼いが行われ、その鶴の保護は生類方――寄合番――「領」・村という組織体制で達成されていた。

鷹場では古くから鳥類の殺生や「鳥追い」などが禁止され、また鳥の生息環境保全に向けた鷹場規制も徹底していた。鷹場は鷹狩りを挙行する場であり、その鷹狩りで獲物を確保するためにも鳥類保護とその生息環境保全とはこの地域では最優先課題となっていた。

享保期の幕府放鷹制度の復活は、将軍の威信をかけた施策であり、鳥類保護などにも総力が注がれた。それは近世前期の夥しい新田開発や城下町建設に伴う乱伐とそれによる山林破壊、それに生類憐みの令解除後の乱獲などによって生態環境が悪化し、「鳥無之」という状況を呈していたからである。この状況は鳥数の減少のみならず、種の絶滅を含むものであったにちがいない。このため、吉宗政権は従来の鳥類保護規制を継承しただけでなく、新たな鳥類保護のあり方も模索する必要に迫られていた。

その施策の第一は、諸鳥の「御飼付御用」を担当する綱差の創置であった。この役職は紀伊藩時代の同職の者を江戸に呼び寄せ、鶴の餌付けを担当させたが、その成功により餌付けの鳥の種類を拡大し、人員の増大と餌付け地域の拡大を伴って、幕府組織の末端役人として定着していった。このことで経験的に鳥の餌付け技術を高めていくことになり、その技術はやがて秘伝化し、後継者や弟子たちに引き継がれた。この施策は将軍の鷹狩り時における獲物の確保に多大な役割を果たしただけでなく、餌付けされながら活用されなかった鳥類が野に放たれたことで江戸周辺地域の鳥類の増殖にも貢献することになった。

その第二は前代にみられた放し飼いの継承と前代にもまして拡大された「御飼付場所」の造成であった。その目的が将軍の鷹狩りの獲物を確保するものであったことは明らかである。江戸周辺地域の田地や河川を利用して「白鳥御場」「鴨御場」「鷸御場」などが造成され、各地域から人足を駆り出し、餌蒔きと鳥の番が行われた。その際、「御飼付場所」の環境保全にも意が注がれていた。この鳥類保護の内容はその増殖や病鳥の保護にまでおよんだが、人間中心主義に基づく鳥類保護の域を超えるものではなかった。

これらの事例と比較すると、鷺薮及び「紀伊殿囲鷺」はたとえ人間側が珍しく美しい自然の光景を保持したいという認識から成立したとしても、鳥類保護それ自体に力点が置かれ、異彩を放っていた。紀伊徳川家は自らの権威を背景に「御取締」に貢献させようと「御杭」を下げ渡し、そのことによって鷺薮は「紀伊殿囲鷺」となって鷺盗難の抑止力として機能したが、その維持はほぼ全面的に農民に委ねられていた。この事例は近代日本の野生生物保護のあり方の一つとしてある天然記念物の指定に通じるものがあるが、近世日本における鳥類保護それ自体に価値を見出す公権力のかかわりを指し示している点でも貴重であるといえよう。

このように、近世日本の鳥類保護には社会通念上認識されているレベルのものから政治目的のものまであった。このなかには生類憐みの令の一環として行われていたり、将軍の鷹狩りの獲物を確保するため

Hosei University Repository

に行われていたり、「紀伊殿囲鷺」のようにその稀少性から保護されたりするものなどがあり、いずれも公権力の自然の統轄権と密接にかかわっていた。このもとで一般民衆はただ単に従順であったわけではない。作物を食い荒らされても殺生せず、駆除ですませるという認識を育んでいたのは鳥類との共生の現れとみることができよう。

このほかにも近世日本の各地でさまざまな鳥類保護が展開されていたに違いない。さらに事例を積み重ねることによって、人と自然との関係、自然保護あるいは野生生物保護をめぐる人と人の関係、公権力及び民衆のかかわりなどがより一層明らかになることだろう。

注

(1) 石川英輔「いやなことを忘れていればいやなことが起こる」(『現代農業—江戸時代に見るニッポン型環境保全の源流』、農文協、一九九一年)、のちこの論考は「環境問題で悩まない一〇〇万都市の社会システム」と改題し、『江戸時代にみる日本型環境保全の源流』、(農文協編、二〇〇二年)に所収。同『大江戸リサイクル事情』(講談社、一九九四年)。また『循環型社会白書』(二〇〇一年度版、環境省編)でも主に江戸を取り上げて、ものを大切にする心や自然の大きな循環とうまく調和させている行動様式などを高く評価している。

(2) 塚本学「近世日本における開発」(岩波講座『開発と文化』2、歴史のなかの開発、岩波書店、一九九七年)。斎藤修「人口と開発と生態環境——徳川日本の経験から」(岩波講座『開発と文化』5、地球の環境と開発、岩波書店、一九九八年)。

(3) 拙著『将軍の鷹狩り』(同成社江戸時代史叢書3、同成社、一九九九年)七六〜七九頁。

(4) 『越谷市史』三、史料一、六七九頁。

(5) 『越谷市史』三、史料一、六七九〜六八〇頁。

(6) 拙稿「生類憐み政策下における放鷹制度の変容過程」(『人間環境論集』第一巻第一号、法政大学人間環境学会、二〇〇〇年)。

(7) 『武家厳制録』第三九九号(石井良助編『近世法制史料叢書』3、創文社)一五九頁。

(8) 塚本学『江戸時代人と動物』(日本エディタースクール出版部、一九九五年)七九〜八一頁。

(9) 『風俗画報』三五一号、明治三九年一〇月、二五〜二六頁。

(10) 注(6)に同じ。

(11) 『徳川実紀』第七篇、九頁。

(12) 『越谷市史』三、史料一、五四〜五五頁。

(13) 『越谷市史』三、史料一、五七頁。

(14) 注(3)に同じ。

(15) 享保三年二月二九日「差上申口上書之事」(『佐原市史』資料編別編二、部冊帳後巻一)二〇九頁。

(16) 拙共著『鷹場史料の読み方・調べ方』(古文書入門叢書6、雄山閣、一九八五年)一〇九〜一一二頁。

(17) 文政五年九月「御鷹場法度心得方請書」(『徳丸本村名主(安井家)文書』第二巻)八八〜九一頁。

(18) 『御触書寛保集成』第一一三四号(享保三年七月令)。

(19) 『八潮市史』史料編、近世Ⅱ、四三九頁。

(20) 『八潮市史』史料編、近世Ⅱ、四四〇頁。

(21) 『大田区史』(資料編)平川家文書一、九一三頁。

(22) 拙著『将軍の鷹狩り』一〇二〜一〇七頁。拙稿「川井家文書と綱差役」(『綱差役川井家文書』目黒区教育委員会、一九八二年)。

(23) 文政九年正月「御用留覚帳」(『綱差役川井家文書』)九一頁。

(24) 「御場御用留」国立公文書館蔵。

(25) 「公儀御鷹場諸鳥飼付術書」宮内庁書陵部蔵。

(26) 「御場御用留」国立公文書館蔵。

(27) 右に同じ。

(28) 注(24)に同じ。

(29) 注(24)に同じ。

(30) 明和三年「諸手控」葛飾区上千葉・宮城恒久家蔵。

(31) 『浦和市史』通史編Ⅱ、二六七〜二七四頁。

(32) 明和七年一一月「新染谷村鷺蔽日光御成道筋付分竹木切透しにつき一札」(『浦和市史』第三巻、近世史料編Ⅱ)二一八〜二一九頁。

Hosei University Repository

(33)『徳川実紀』第十篇、三三〇～三三一頁。
(34) 注(32)に同じ。
(35) 寛政一一年一〇月「囲鷺維持につき願」(『浦和市史』第三巻、近世史料編Ⅱ)二一九～二二二頁。
(36) 右に同じ。
(37)『浦和市史』通史編Ⅱ、二六九頁。
(38) 注(35)に同じ。
(39) 文化八年六月「囲鷺定杭建立につき連印一札」(『浦和市史』第三巻、近世史料編Ⅱ)二二一～二二三頁。
(40) 注(35)に同じ。
(41) 注(35)に同じ。
(42) 注(39)に同じ。
(43) 注(39)に同じ。
(44) 天保一四年三月「囲鷺定杭請証」(『浦和市史』第三巻、近世史料編Ⅱ)二二六～二二七頁。
(45)『群馬県史』資料編十二、近世四、北毛地域二、一九～二二五頁。
(46)『大栄町史』史料編Ⅱ、近世一、三二一～三二九頁。
(47)「梅津政景日記」六(『大日本古記録』)二〇〇頁。
(48)『船橋市史』史料編(四・下)三五七頁。拙稿「近世農民の害鳥獣駆除と鳥獣観」(『人間環境論集』第一巻第二号、法政大学人間環境学会、二〇〇一年)。